

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 貸付事業のご案内

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

この貸付事業は、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の方及び児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方に対して、自立支援資金を貸付けることにより、就職や進学後の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

資金種類	貸付対象者	対象経費	貸付期間	貸付額
生活支援費	岡山県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」）を退所した方又は岡山県内に居住する里親若しくは岡山県内に所在するファミリーホーム（以下「里親等」）の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」）に在学する方（以下「進学者」）	生活費	大学等に在学する期間	月額 50,000円
家賃支援費	進学者のほか、児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、 <u>就職している方</u> （以下「就職者」）	家賃相当額 （管理費及び 共益費を含む）	進学者：大学等に在学する期間 就職者：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間	居住地の生活保護住宅扶助額を限度とする。
資格取得支援費	児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方のほか、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内で大学等に在学する者であって、 <u>就職に必要となる資格の取得を希望する方</u> （以下「資格取得希望者」）	資格取得に要する費用の実費	貸付決定後に一括交付	250,000円以内

■ 貸付金の償還（返済）免除 ※次のいずれかに該当する場合は、貸付金の償還が全額免除されます。

〈進学者〉

- 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

〈就職者〉

- 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

〈資格取得希望者〉

- 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

■ 利 子

無利子 ※ ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します。

■ 連帯保証人

○原則として、岡山県内に居住する連帯保証人が1名必要です。

○申請者が未成年者であるときは、親権者等法定代理人の同意が得られる場合にはその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要とすることができるものとします。

■ 貸付申請の手続

申請は、自立支援資金借入申請書（※1 実施要綱 様式第1号）に次の書類を添えて、下記申請先へ郵送またはご持参ください。

《進学者》

- ① 本人確認書類〔住民票(写)※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、学生証(写)、保険証(写)、免許証(写)等〕
- ② 保護者等からの経済的支援が見込まれない者であることが確認できるもの〔児童養護施設等又は里親等に作成を依頼〕
- ③ 大学等へ在学していることが確認できるもの〔合格通知書、在学証明書等〕
- ④ 家賃支援費を借入れる場合は、1月あたりの家賃(管理費及び共益費を含む。)が確認できるもの
- ⑤ 個人情報の取り扱いに関する同意書（※2）

《就職者》

- ① 本人確認書類〔住民票(写)※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、学生証(写)、保険証(写)、免許証(写)等〕
- ② 保護者等からの経済的支援が見込まれない者であることが確認できるもの〔児童養護施設等又は里親等に作成を依頼〕
- ③ 就職していることが確認できるもの〔内定通知書、就業証明書等〕
- ④ 家賃支援費を借入れる場合は、1月あたりの家賃(管理費及び共益費を含む。)が確認できるもの
- ⑤ 個人情報の取り扱いに関する同意書（※2）

《資格取得希望者》

- ① 本人確認書類〔住民票(写)※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、学生証(写)、保険証(写)、免許証(写)等〕
- ② 取得する資格の内容及び取得費用が確認できるもの〔募集要項(写)、入学要項(写)等〕
- ③ 個人情報の取り扱いに関する同意書（※2）

《連帯保証人》

- ① 本人確認書類〔住民票(写)※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、保険証(写)、免許証(写)等〕
- ② 本人の所得が確認できるもの〔所得証明書、前年分源泉徴収票(写)等〕

（※1・2）の様式は、岡山県社会福祉協議会のホームページから印刷していただくか、下記までお問い合わせください。

■ 貸付けの決定

申請内容を審査の上、予算の範囲内において、自立支援資金を貸付けるかどうかの決定をし、その結果を書面によりお知らせします。

※ 審査内容及び不承認になった場合の理由に関するお問合せはお答えできませんので予めご了承ください。

■ 交付申請の手続き

貸付けの決定の通知を受けた者は、交付申請書（実施要綱 様式第2号）に借用証書（実施要綱 様式第3号）及び口座振替申出書（実施要綱 様式第4号）を添付して、指定する日までに提出してください。

※連帯保証人を立てる場合は、借用証書に本人と連帯保証人が署名、押印（実印とし、印鑑証明書を添付）してください。

※口座振替申出書の口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

■ 貸付金の振込

○貸付金は、交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に振り込みます。

■ 貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、貸付契約が解除されることになります。

（貸付金の償還事由に該当し、償還が開始されます。）

○進学者が大学等を退学したとき ○就職者が就職先を離職したとき ○進学者又は就職者が死亡したとき
○進学者又は就職者が貸付期間中に貸付決定の取り消しを申し出たとき

■ 貸付金の償還

次の場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付金を償還していただくこととなります。

- 自立支援資金の貸付契約の解除をしたとき
- 自立支援資金の貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

【償還の方法等】

- 自立支援資金の貸付けを受けた進学者又は就職者の償還期間は、償還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（償還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内です。
- 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者の償還期間は、2年以内です。
- 償還方法は、月賦又は半年賦の均等払方式によります。なお、繰り上げ償還や一括償還もできます。

【償還猶予】

次の場合においては、償還を猶予することができます。

- 貸付けを受けた進学者が、貸付決定を取り消された後も引き続き大学等に在学しているとき
- 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が次に該当する場合
 - ・児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
 - ・大学等に在学しているとき
- 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

【問い合わせ先・申請先】

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金班

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内

電話 086-226-3544 ホームページ URL : <http://www.fukushiokayama.or.jp>